○福島県環境影響評価条例施行規則

平成十一年四月九日
福島県規則第六十九号

改正　平成一一年　六月一一日規則第　七七号
平成一二年　四月　一日規則第一一六号
平成一二年一二月二六日規則第一九三号
平成一四年　一月一五日規則第　一号
平成一五年　三月二四日規則第　一三号
平成一五年一〇月　三日規則第　七九号
平成一六年　三月三〇日規則第　四七号
平成一七年　三月二九日規則第　五一号
平成一八年　三月三一日規則第　七七号
平成一九年　三月　九日規則第　八号
平成二一年　九月二九日規則第　八三号
平成二四年　八月三一日規則第　五四号
平成二五年　三月一五日規則第　八号
平成二七年　五月二九日規則第　五五号
平成二七年　八月　七日規則第　六二号
令和　二年　三月三一日規則第　四一号
令和　二年一〇月一三日規則第　五九号
令和　三年　三月三〇日規則第　二八号

福島県環境影響評価条例施行規則をここに公布する。

福島県環境影響評価条例施行規則

（趣旨）

第一条　この規則は、福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（第一区分事業）

第二条　条例第二条第二項の規則で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。

（平一一規則七七・一部改正）

（第二区分事業）

第三条　条例第二条第三項の規則で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。

（平一一規則七七・一部改正）

（第二区分事業の届出の方法）

第四条　条例第五条第一項の規定による届出は、第二区分事業届出書（様式第一号）により行うものとする。

（平一一規則七七・追加）

（第二区分事業に係る判定の基準）

第五条　条例第五条第三項（同条第四項及び条例第二十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する判定については、その第二区分事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

一　環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれが大きいこと。

二　地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、その第二区分事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る環境影響を受けやすいと認められる対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第二区分事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア　大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

イ　学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ウ　自然度が高い植生の地域、藻場、干潟その他の人の活動によって影響を受けていない、若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

三　その第二区分事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例等により指定された対象が存在し、かつ、当該第二区分事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路

イ　湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項の規定により指定された指定湖沼又は同条第二項の規定により指定された指定地域

ウ　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は福島県立自然公園条例（昭和三十三年福島県条例第二十三号）第五条第一項の規定により指定された県立自然公園の区域

エ　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域、福島県自然環境保全条例（昭和四十七年福島県条例第五十五号）第十二条第一項の規定により指定された

自然環境保全地域又は同条例第二十条第一項の規定により指定された緑地環境保全地域

オ　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項又は第二項の規定により指定された保安林（同条第一項第八号、第十号又は第十一号に掲げる目的を達成するために指定されたものに限る。）の区域

カ　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区（都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百九号）附則第三条の規定により特別緑地保全地区とみなされる緑地保全地区を含む。）の区域

キ　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域

ク　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

ケ　特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条１の規定により指定された湿地の区域

コ　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十八条第一項又は第四項の規定により指定された保護水面の区域

サ　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項又は福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第二十四条第一項の規定により指定された名勝若しくは福島県指定名勝（庭園、公園、橋梁（りょう）及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。）又は天然記念物若しくは福島県指定天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）

シ　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第七号の規定により指定された風致地区

ス　福島県生活環境の保全等に関する条例（平成八年福島県条例第三十二号）第二十八条第一項の規定により指定された特別排水規制水域、同条例第四十九条第一項の規定により指定された地下水水質保全特別区域又は同条例第八十四条第一項の規定により指定された深夜騒音規制地域

セ　福島県景観条例（平成十年福島県条例第十三号）別表備考に規定する景観形成重点地域

ソ　福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例（平成十四年福島県条例第二十三号）第三十九条第一項の規定により指定された水環境保全区域

四　地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、その第二区分事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第二区分事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア　環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定により定められた環境上の条件についての基準であって、大気の汚染（二酸化窒素、二酸化硫黄又は浮遊粒子状物質に関するものに限る。）、水質の汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐（りん）に関す

るものに限る。）又は騒音に係るものが確保されていない地域

イ　騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十七条第一項に規定する限度を超えている地域

ウ　振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第十六条第一項に規定する限度を超えている地域

エ　相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域

オ　アからエまでに掲げるもののほか、一以上の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

2　第二区分事業が前項各号のいずれの要件にも該当しない場合において、当該第二区分事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、次の各号のいずれかに該当することとなるときは、同項の規定にかかわらず、当該第二区分事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

一　当該第二区分事業の規模及び当該同種の事業の規模の合計が、別表第一の第二欄に掲げる要件のうち事業の規模に係るものに該当することとなるとき。

二　当該第二区分事業及び当該同種の事業が、総体として前項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるとき。

（平一一規則七七・追加、平一五規則一三・平一六規則四七・平一七規則五一・平二一規則八三・平二七規則五五・令二規則五九・一部改正）

（方法書の作成）

第六条　条例第六条第一項第二号に規定する対象事業の内容は、次に掲げる事項とする。

一　対象事業の種類

二　対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）の位置

三　対象事業の規模

四　対象事業の供用時において使用される機材及び設置されることとなる建築物の種類並びにそれらの配置計画の概要

五　前各号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2　事業者は、前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにしなければならない。

3　事業者は、その対象事業に係る方法書に条例第六条第一項第三号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を技術指針に定める地域特性に関する情報の事項の区分に応じて記載しなければならない。

4　事業者は、その対象事業に係る方法書に第一項第二号及び前項の規定により把握した結果を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにしなければならない。

5　事業者は、その対象事業に係る方法書に条例第六条第一項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、その環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなけれ

ばならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の専門分野を併せて明らかにしなければならない。

6　事業者は、条例第六条第二項の規定により二以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、当該方法書において、その旨を明らかにするものとする。

（平一一規則七七・追加、平一九規則八・一部改正）

（方法書の送付）

第七条　条例第七条の規定による方法書及びこれを要約した書類の送付は、環境影響評価方法書等送付書（様式第二号）により行うものとする。

（平一一規則七七・追加、平二五規則八・一部改正）

（環境影響を受ける範囲であると認められる地域）

第八条　条例第七条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

（平一一規則七七・追加）

（方法書についての公告の方法）

第九条　条例第八条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一　官報への掲載

二　福島県報への掲載

三　条例第七条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域をその区域に含む市町村（以下「関係市町村」という。）の協力を得て、当該関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。

四　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

五　前各号に掲げるもののほか、知事が認める方法

（平一一規則七七・追加）

（方法書の縦覧）

第十条　条例第八条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、第八条の規定により対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内（次に掲げる場所が当該地域内にない場合にあっては、関係市町村の区域内）において次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

一　事業者の事務所

二　福島県の庁舎その他の施設

三　関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の施設

四　前三号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

（平一一規則七七・追加、平一二規則一一六・一部改正）

（方法書について公告する事項）

第十一条　条例第八条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　対象事業の名称、種類及び規模

三　対象事業実施区域

四　条例第七条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

五　方法書の縦覧の場所、期間及び時間

六　方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

七　条例第九条第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

（平一一規則七七・追加）

（方法書の公表）

第十一条の二　条例第八条の規定による公表は、次に掲げる方法のうちいずれか適切な方法により行うものとする。

一　事業者のウェブサイトへの掲載

二　関係市町村の協力を得て、当該関係市町村のウェブサイトに掲載すること。

三　前二号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切なウェブサイトへの掲載（方法書説明会の開催）

（平二五規則八・追加）

（方法書説明会の開催）

第十一条の三　条例第八条の二第一項の規定による方法書説明会の開催は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、当該方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに行うものとする。

（平二五規則八・追加）

（方法書説明会の開催の公告）

第十一条の四　第九条の規定は、条例第八条の二第二項の規定による公告について準用する。

２　条例第八条の二第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　対象事業の名称、種類及び規模

三　対象事業実施区域

四　対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

五　方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

（平二五規則八・追加）

（責めに帰することができない理由）

第十一条の五　条例第八条の二第四項の事業者の責めに帰することができない理由であって規則で定めるものは、次に掲げる理由とする。

一　天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。

二　事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

（平二五規則八・追加）

（方法書説明会についての報告）

第十一条の六　条例第八条の二第五項の規定による報告は、方法書説明会開催結果報告書（様式第二号の二）により行うものとする。

２　条例第八条の二第六項の規定による報告は、方法書説明会不開催報告書（様式第二号の三）により行うものとする。

（平二五規則八・追加）

（方法書についての意見書の提出）

第十二条　条例第九条第一項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　意見書の提出の対象である方法書の名称

三　方法書についての環境の保全の見地からの意見

２　前項第三号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

（平一一規則七七・追加）

（方法書についての意見の概要等の送付）

第十二条の二　条例第十条に規定する意見の概要を記載した書類及び意見書の提出がなかった旨を記載した書類は、方法書についての意見概要書（様式第二号の四）によるものとする。

（平一七規則五一・追加、平二五規則八・一部改正）

（方法書についての知事の意見に係る期間）

第十三条　条例第十一条第一項の規則で定める期間は、九十日とする。ただし、次の各号に掲げる場合における期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一　条例第十一条第一項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるとき　百二十日を超えない範囲内において知事が定める期間

二　前号の実地の調査において、その方法書に記載された対象事業の内容について事実の確認を求め

る必要がある等の事由が認められた場合　九十日にその手続に要する期間を加算した期間又は前号の規定により定められた期間に当該手続に要する期間を加算した期間

2　知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知するものとする。

（平一一規則七七・追加、平一四規則一・一部改正）

（準備書の作成）

第十四条　条例第十四条第一項第一号に掲げる事項のうち対象事業の内容については、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　第六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

二　土地及び工作物の利用に関する事項

三　工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項

四　切土、盛土その他の土地の造成に関する事項

五　土石の捨場又は採取場を設置する場合にあっては、当該土石の捨場又は採取場に関する事項

六　土地又は工作物の供用開始後の定常状態に関する事項

七　前各号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2　条例第十四条第一項第四号の事業者の見解は、意見の概要又は意見の項目ごとに記載するものとする。

3　条例第十四条第一項第五号に掲げる事項には、技術指針の定めるところにより選定した環境影響評価の項目（以下「選定項目」という。）並びに調査、予測及び評価の手法について、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　技術指針の定めるところにより行った項目の選定の結果の一覧及び選定項目として選定した理由

二　選定した調査、予測及び評価の手法並びにそれらの選定の理由

三　調査の手法の選定にあっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性（希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために配慮を行うこと。）

四　調査の手法の選定について、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できる手法として選定した旨

五　予測の手法の選定にあっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、それぞれその内容及び妥当性

六　予測の手法の選定について、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況の推定に当たり、国又は地方公共団体により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容

七　予測の手法の選定について、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実性の内容

八　評価の手法の選定について、事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容

4　条例第十四条第一項第六号イに掲げる事項には、技術指針の定めるところにより選定した環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）及び技術指針の定めるところにより選定した損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）並びに環境保全措置及び代償措置の検討の経過及び検証の結果を記載するものとする。この場合においては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするものとする。

一　環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

二　環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度

三　環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響

四　代償措置にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由

五　代償措置にあっては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ、又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容

5　条例第十四条第一項第六号ウに掲げる事項には、技術指針の定めるところにより行うこととした対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後の環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）の検討の結果を記載するものとする。この場合においては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするものとする。

一　事後調査を行うこととした理由

二　事後調査の項目及び手法

三　事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針

四　事後調査の結果の公表の方法

五　関係する地方公共団体その他の事業者以外の者（以下この号において「関係地方公共団体等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容

六　事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容

七　前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項

6　条例第十四条第一項第六号エに掲げる事項の記載に当たっては、選定項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果の概要を一覧できるようにするものとする。

7　事業者は、条例第十四条第二項において準用する条例第六条第二項の規定により二以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合にあっては、当該準備書において、その旨を明らかにするものとする。

（平一一規則七七・追加、平一九規則八・平二五規則八・一部改正）

（準備書等の送付）

第十五条　条例第十五条の規定による準備書及びこれを要約した書類の送付は、環境影響評価準備書等送付書（様式第三号）により行うものとする。

（平一一規則七七・追加、平二五規則八・一部改正）

（準備書についての公告の方法）

第十六条　第九条の規定は、条例第十六条の規定による公告について準用する。

（平一一規則七七・追加）

（準備書等の縦覧）

第十七条　第十条の規定は、条例第十六条の規定による縦覧について準用する。

（平一一規則七七・追加）

（準備書について公告する事項）

第十八条　条例第十六条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　対象事業の名称、種類及び規模

三　対象事業実施区域

四　関係地域の範囲

五　準備書の縦覧の場所、期間及び時間

六　準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

七　条例第十八条第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

（平一一規則七七・追加）

（準備書の公表）

第十八条の二　第十一条の二の規定は、条例第十六条の規定による公表について準用する。

（平二五規則八・追加）

（準備書説明会の開催）

第十九条　条例第十七条第一項の規定による準備書説明会の開催は、できる限り準備書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、当該準備書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに行うものとする。

（平二五規則八・全改）

（準備書説明会の開催の公告）

第二十条　第九条及び第十一条の四第二項の規定は、条例第十七条第二項において準用する条例第八条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第十一条の四第二項第四号中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と、同項第五号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

（平一一規則七七・追加、平二五規則八・一部改正）

（責めに帰することができない理由）

第二十一条　第十一条の五の規定は、条例第十七条第二項において準用する条例第八条の二第四項の事業者の責めに帰することができない理由であって、規則で定めるものについて準用する。この場合において、第十一条の五各号中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

（平二五規則八・全改）

第二十二条　削除

（平二五規則八）

（準備書説明会についての報告）

第二十三条　条例第十七条第二項において準用する条例第八条の二第五項の規定による報告は、準備書説明会開催結果報告書（様式第四号）により行うものとする。

２　条例第十七条第二項において準用する条例第八条の二第六項の規定による報告は、準備書説明会不開催報告書（様式第五号）により行うものとする。

（平一一規則七七・追加、平二五規則八・一部改正）

（準備書についての意見書の提出）

第二十四条　第十二条の規定は、条例第十八条第一項の意見書について準用する。

（平一一規則七七・追加）

（準備書についての意見の概要等の送付）

第二十四条の二　条例第十九条に規定する意見の概要を記載した書類、当該意見についての事業者の見解を記載した書類及び意見書の提出がなかった旨を記載した書類は、準備書についての意見概要書（様式第五号の二）によるものとする。

（平一七規則五一・追加）

（準備書についての知事の意見に係る期間）

第二十五条　条例第二十条第一項の規則で定める期間は、百二十日とする。ただし、次の各号に掲げる場合における期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一　条例第二十条第一項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるとき　百五十日を超えない

範囲内において知事が定める期間

二　前号の実地の調査において、その準備書に記載された対象事業の内容について事実の確認を求める必要がある等の事由が認められた場合　百二十日にその手続に要する期間を加算した期間又は前号の規定により定められた期間に当該手続に要する期間を加算した期間

2　第十三条第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

（平一一規則七七・追加、平一四規則一・一部改正）

（公聴会の開催）

第二十六条　条例第二十条第四項の公聴会（以下この条から第三十三条までにおいて「公聴会」という。）は、関係地域をその区域に含む市町村の区域内において開催するものとする。この場合において、当該区域内に公聴会を開催する適切な場所がないときは、当該区域外において開催することができる。

2　知事は、公聴会を開催しようとするときは、当該公聴会の期日の十五日前までに、次に掲げる事項を公告するものとする。

一　公聴会の開催の日時及び場所

二　事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三　対象事業の名称、種類及び規模

四　意見を聴こうとする事項

五　公述の申出に関する事項

六　その他知事が必要と認める事項

3　前項の規定による公告は、福島県報への掲載、関係市町村の公報又は広報紙への掲載その他適切と認められる方法により行うものとする。

4　知事は、第二項の規定による公告をしたときは、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するものとする。

（平一一規則七七・追加）

（公述の申出）

第二十七条　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、前条第二項の規定による公告のあった日から起算して十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

一　氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名）

二　公述の申出の対象である準備書の名称

三　意見の要旨

（平一一規則七七・追加）

（公述人の選定等）

第二十八条　知事は、前条の規定により書面の提出を行った者のうちから、公聴会において意見を述べる者（以下「公述人」という。）を選定するものとする。この場合において、知事は、公聴会の円滑

な運営上必要があると認めるときは、あらかじめ公述の時間を制限することができる。

２　知事は、前項の規定により公述人を選定し、又は公述の時間を制限したときは、その旨を前条の規定により書面の提出を行った者に通知するものとする。

（平一一規則七七・追加）

（公聴会の議長）

第二十九条　公聴会は、職員のうちから知事があらかじめ指名した者が議長になって主宰する。

（平一一規則七七・追加）

（公述人の陳述）

第三十条　公述人は、意見を述べようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

２　公述人の陳述は、知事が意見を聴こうとする準備書についての環境の保全の見地からの意見の範囲を超えてはならない。

３　議長は、公述人の陳述が前項の範囲を超えたとき若しくは第二十八条第一項の規定により制限された公述の時間を超えたとき又は公述人に不穏当な言動があったときは、その陳述を制止し、又は当該公述人の退場を命ずることができる。

（平一一規則七七・追加）

（公聴会の秩序の維持）

第三十一条　議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴しようとする者の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者に対し退場を命ずることができる。

（平一一規則七七・追加）

（代理人による発言の制限）

第三十二条　公述人は、代理人に意見を述べさせることができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

（平一一規則七七・追加）

（記録書の作成等）

第三十三条　議長は、公聴会の終了後速やかに、次に掲げる事項を記載した記録書を作成し、知事に提出しなければならない。

一　公聴会の開催の日時及び場所

二　事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三　対象事業の名称及び種類

四　出席した公述人の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べた者の氏名及び役職名）

五　公述人の陳述の要旨

六　その他公聴会の経過に関する事項

２　知事は、前項の記録書の提出があったときは、その写しを事業者及び関係市町村長に送付するものとする。

（平一一規則七七・追加）

（条例第二十一条第一項第一号の規則で定める軽微な修正等）

第三十四条　条例第二十一条第一項第一号の規則で定める軽微な修正は、別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正であって、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の対象事業について条例第七条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

２　条例第二十一条第一項第一号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。

一　前項に規定する修正

二　別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正

三　前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であって、当該修正後の対象事業について条例第七条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

（平一一規則七七・追加）

（評価書の作成）

第三十五条　事業者は、評価書を作成する場合において、準備書に記載されている事項を修正したときは、当該準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

２　第十四条第二項の規定は、条例第二十一条第二項第四号に掲げる事項について準用する。

３　第十四条第三項から第七項までの規定は、評価書の作成について準用する。

（平一一規則七七・追加）

（評価書等の送付）

第三十六条　条例第二十二条の規定による評価書及びこれを要約した書類の送付は、環境影響評価書等送付書（様式第六号）により行うものとする。

（平一一規則七七・追加、平二五規則八・一部改正）

（評価書についての知事の意見に係る期間）

第三十六条の二　条例第二十二条の二第一項の規則で定める期間は、六十日とする。

（平一八規則七七・追加）

（条例第二十二条の三第一項第一号の規則で定める軽微な修正等）

第三十六条の三　条例第二十二条の三第一項第一号の規則で定める軽微な修正は、別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正であって、同表の第三

欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の対象事業について条例第七条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

２　条例第二十二条の三第一項第一号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。

一　前項に規定する修正

二　別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正

三　前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であって、当該修正後の対象事業について条例第七条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

（平一八規則七七・追加）

（評価書の補正）

第三十六条の四　事業者は、条例第二十二条の三第一項第二号又は同条第二項の規定により評価書の補正を行う場合には、補正後の評価書に次に掲げる事項を記載するものとする。

一　条例第二十二条の二第一項の意見

二　前号の意見についての事業者の見解

三　補正前の評価書に記載した事項との相違

２　前項第二号の事業者の見解は、意見の項目ごとに記載するものとする。

（平一八規則七七・追加）

（補正後の評価書等の送付）

第三十六条の五　条例第二十二条の三第三項の規定による補正後の評価書及びこれを要約した書類の送付又は条例第二十二条の四の規定による評価書及びこれを要約した書類の送付は、環境影響評価書等送付書により行うものとする。

２　条例第二十二条の三第三項の規定による補正を必要としないと認める旨の通知書は、環境影響評価書補正不要通知書（様式第六号の二）とする。

（平一八規則七七・追加、平二五規則八・一部改正）

（評価書についての公告の方法）

第三十七条　第九条の規定は、条例第二十三条の規定による公告について準用する。

（平一一規則七七・追加）

（評価書等の縦覧）

第三十八条　第十条の規定は、条例第二十三条の規定による縦覧について準用する。

（平一一規則七七・追加）

（評価書について公告する事項）

第三十九条　条例第二十三条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　対象事業の名称、種類及び規模

三　対象事業実施区域

四　関係地域の範囲

五　評価書の縦覧の場所、期間及び時間

（平一一規則七七・追加）

（評価書の公表）

第三十九条の二　第十一条の二の規定は、条例第二十三条の規定による公表について準用する。

（平二五規則八・追加）

（氏名等の修正等の通知）

第四十条　条例第二十四条（条例第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、氏名等修正等通知書（様式第七号）により行うものとする。

（平一一規則七七・追加）

（条例第二十五条第一項ただし書の規則で定める軽微な修正等）

第四十一条　第三十四条の規定は、条例第二十五条第一項ただし書（条例第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規則で定める軽微な修正及び条例第二十五条第一項ただし書の規則で定める修正について準用する。

（平一一規則七七・追加）

（修正の通知）

第四十二条　条例第二十五条第二項（条例第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、事業内容修正通知書（様式第八号）により行うものとする。

（平一一規則七七・追加）

（判定により手続から離れる場合の公告）

第四十三条　第九条の規定は、条例第二十六条第三項の規定による公告について準用する。

２　条例第二十六条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　条例第二十六条第一項の規定による届出をした者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　条例第二十六条第二項において準用する条例第五条第三項第二号に規定する措置がとられた事業の名称、種類及び規模

三　条例第二十六条第二項において準用する条例第五条第三項第二号に規定する措置がとられた旨

３　第九条及び前項の規定は、条例第二十九条第三項において準用する条例第二十六条第三項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第一号中「条例第二十六条第一項」とあるのは「条例第二十九条第三項において準用する条例第二十六条第一項」と、同項第二号及び第三号中「条

例第二十六条第二項」とあるのは「条例第二十九条第三項において準用する条例第二十六条第二項」と読み替えるものとする。

（平一一規則七七・追加）

（対象事業の廃止等の場合の公告等）

第四十四条　第九条の規定は、条例第二十七条第一項の規定による公告について準用する。

２　条例第二十七条第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二　対象事業の名称、種類及び規模

三　条例第二十七条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

四　条例第二十七条第一項第三号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

３　第九条及び前項の規定は、条例第二十九条第三項において準用する条例第二十七条第一項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第三号中「条例第二十七条第一項各号」とあるのは「条例第二十九条第三項において準用する条例第二十七条第一項各号」と、同項第四号中「条例第二十七条第一項第三号」とあるのは「条例第二十九条第三項において準用する条例第二十七条第一項第三号」と読み替えるものとする。

４　条例第二十七条第一項（条例第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、対象事業廃止等通知書（様式第九号）により行うものとする。

（平一一規則七七・追加）

（条例第二十八条第二項の規則で定める軽微な変更等）

第四十五条　条例第二十八条第二項（条例第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規則で定める軽微な変更は、別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について条例第七条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

２　条例第二十八条第二項（条例第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

一　前項に規定する変更

二　別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

三　前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であって、当該変更後の対象事業について条例第七条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町

村長以外の市町村長が含まれていないもの

（平一一規則七七・追加）

（評価書公告後の引継ぎの場合の公告）

第四十六条　第九条の規定は、条例第二十八条第四項の規定による公告について準用する。

２　条例第二十八条第四項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　対象事業の名称、種類及び規模

三　対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨

四　引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

３　第九条及び前項の規定は、条例第二十九条第三項において準用する条例第二十八条第四項の規定による公告について準用する。

（平一一規則七七・追加）

（環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告）

第四十七条　第九条の規定は、条例第二十九条第二項の規定による公告について準用する。

２　条例第二十九条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　対象事業の名称、種類及び規模

三　条例第二十九条第一項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした旨及び行うこととした手続

（平一一規則七七・追加）

（再実施に係る規則で定める期間）

第四十八条　条例第三十条の規則で定める期間は、五年とする。

（平一一規則七七・追加）

（工事の着手等の届出）

第四十九条　条例第三十三条（条例第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、対象事業工事着手届（様式第十号）又は対象事業工事完了届（様式第十一号）により行うものとする。

（平一一規則七七・追加、平二五規則八・一部改正）

（報告書）

第五十条　条例第三十四条の報告書は、事後調査報告書（様式第十二号）とする。

（平一一規則七七・追加、平二五規則八・一部改正）

（報告書についての公告の方法）

第五十条の二　第九条の規定は、条例第三十四条の二の規定による公告について準用する。

（平二五規則八・全改）

（報告書の縦覧）

第五十条の三　第十条の規定は、条例第三十四条の二の規定による縦覧について準用する。

（平二五規則八・全改）

（報告書について公告する事項）

第五十条の四　条例第三十四条の二の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　対象事業の名称、種類及び規模

三　対象事業実施区域

四　関係地域の範囲

五　調査の項目

六　報告書の縦覧の場所、期間及び時間

（平一八規則七七・追加、平二五規則八・一部改正）

（報告書の公表）

第五十条の五　第十一条の二の規定は、条例第三十四条の二の規定による公表について準用する。

（平二五規則八・追加）

（身分証明書）

第五十一条　条例第三十五条第三項（条例第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の証明書は、身分証明書（様式第十三号）とする。

（平一一規則七七・追加、平二五規則八・一部改正）

（公聴会の開催）

第五十二条　第二十六条から第三十三条までの規定は、条例第四十二条の公聴会について準用する。この場合において、第二十六条第一項中「関係地域」とあるのは「環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第十五条の関係地域」と、同条第二項第二号中「事業者」とあるのは「法第二条第五項の事業者」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「法第二条第四項の対象事業」と、同条第四項中「事業者」とあるのは「法第二条第五項の事業者」と、「関係市町村長」とあるのは「法第十五条の関係市町村長」と、第二十七条第二号及び第三十条第二項中「準備書」とあるのは「法第十四条第一項の準備書」と、第三十三条第一項第二号中「事業者」とあるのは「法第二条第五項の事業者」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「法第二条第四項の対象事業」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「法第二条第五項の事業者」と、「関係市町村長」とあるのは「法第十五条の関係市町村長」と読み替えるものとする。

２　法第四十条第一項の規定により同項の都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の前項の規定の適用については、同項中「法第二条第五項の事業者」とあるのは「法第三十九条第一

項の都市計画決定権者」と、「法第二条第四項の対象事業」とあるのは「法第四十条第二項の都市計画対象事業」とする。

（平一一規則七七・追加）

（都市計画に定められる第二区分事業等）

第五十三条　条例第四十八条第一項の規定により同項の県（以下「県」という。）が条例第五条第一項の規定による届出を行う場合における同条の規定の適用については、同項中「第二区分事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。）」とあるのは「第四十八条第一項の県（以下「県」という。）は、第二区分事業又は第二区分事業に係る施設を都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により都市計画に定めようとするとき」と、「その氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「県の名称」と、同条第二項中「第二十六条第一項」とあるのは「規則第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される第二十六条第一項」と、同条第三項第一号及び第二号中「及び前項の市町村長」とあるのは「、前項の市町村長及び当該第二区分事業を実施しようとする者」と、同条第四項中「当該事業を実施しよう」とあるのは「当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、同条第五項中「第二十六条第二項」とあるのは「規則第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される第二十六条第二項」と、同条第六項中「第二区分事業を実施しようとする者」とあるのは「県」と、同条第七項中「市町村長」とあるのは「市町村長及び当該第二区分事業を実施しようとする者」とする。

２　前項の規定は、条例第四十八条第三項の規定により同項の市町村等が条例第五条第一項の規定による届出を行う場合における同条の規定による手続について準用する。この場合において、前項中「第四十八条第一項」とあるのは「第四十八条第三項」と、「県」とあるのは「市町村等」と、「第五十四条第二項」とあるのは「第五十九条」と読み替えるものとする。

（平一一規則七七・追加、平一二規則一一六・一部改正）

（都市計画に定められる対象事業等）

第五十四条　条例第四十八条第四項の規定による環境影響評価その他の手続は、次項、次条から第五十八条まで及び第六十条に定めるところにより、県がその対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、条例第六条第二項、第十四条第二項、第二十四条並びに第二十七条第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

２　条例第四十八条第四項及び前項の規定により県が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第六条から第二十三条まで（条例第六条第二項及び第十四条第二項を除く。）及び第二十五条から第二十九条まで（条例第二十七条第一項第三号及び第二項を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条例第六条第一項	事業者は、対象事業	県は、規則第五十四条第一項の対象事業等（第二十五条第一項及び第二十七条第一項第一号において「対象事業等」という。）を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）
条例第六条第一項第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	県の名称
条例第六条第一項第二号及び第四号、第七条、第十二条、第十三条、第十四条第一項、第十五条、第二十一条第一項、第二十二条の三第一項、第二十八条の見出し並びに同条第一項及び第四項並びに第二十九条第三項	対象事業	都市計画対象事業
条例第六条第一項第三号	対象事業が	都市計画対象事業が
条例第七条から第八条の二まで、第九条第一項、第十条、第十一条第一項、第十二条、第十三条、第十四条第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第一項、第十九条、第二十条第一項及び第五項、第二十一条、第二十二条、第二十二条の二第一項及び第三項、第二十二条の三、第二十二条の四、第二十三条、第二十五条、第二十六条第一項及び第三項、第二十七条第一項並びに第二十八条第一項	事業者	県

条例第二十五条第一項	修正しよう	修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
条例第二十五条第一項及び第二十七条の見出し	対象事業	対象事業等
条例第二十六条第一項	修正しよう	修正して当該修正後の事業又は当該修正後の事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
	第五条第一項	規則第五十三条第一項の規定により読み替えて適用される第五条第一項
条例第二十六条第二項	第五条第二項	規則第五十三条第一項の規定により読み替えて適用される第五条第二項
	同条第三項第一号	規則第五十三条第一項の規定により読み替えて適用される第五条第三項第一号
条例第二十六条第三項	第五条第三項第二号	規則第五十三条第一項の規定により読み替えて適用される第五条第三項第二号
条例第二十七条第一項第一号	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
条例第二十八条第一項	を行う	が行われる
条例第二十八条第二項	事業者又は対象事業を実施している者（以下「事業者等」という。）	県
条例第二十八条第二項から第四項まで及び第二十九条第一項	を行った	が行われた
条例第二十八条第三項及び第四項並びに第二十九条第一項及び第二項	事業者等	県
条例第二十八条第三項	者（	県（
	を行い	が行われ
条例第二十八条第四項	前条第二項	第二十七条第二項
条例第二十九条第一項	対象事業の	都市計画対象事業の
	対象事業について	都市計画対象事業について

（平一一規則七七・追加、平一二規則一一六・平一八規則七七・平二五規則八・一部改正）

（都市計画に係る手続との調整）

第五十五条　前条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十六条又は第二十三条の規定によ

り県が行う公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第十七条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の規定による公告又は同法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による告示と併せて行うものとする。

（平一一規則七七・追加、平一二規則一一六・一部改正）

（対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施）

第五十六条　第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十三条の規定による公告を行った後に、県が第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項第二号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、条例第二十八条第二項及び第三項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該県が当該事項の変更に係る事業者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

２　前項の場合における条例第二十八条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「事業者又は対象事業を実施している者（以下「事業者等」という。）は、第二十三条」とあるのは「県は、規則第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される第二十三条」と、「第六条第一項第二号」とあるのは「規則第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される第六条第一項第二号」と、「を変更しよう」とあるのは「の変更に係る都市計画の変更をしよう」と、「当該変更」とあるのは「当該事項の変更」と、同条第三項中「第一項の規定は、第二十三条」とあるのは「第二十八条第一項の規定は、県が規則第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される第二十三条」と、「第六条第一項第二号」とあるのは「規則第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される第六条第一項第二号」と、「その事業」とあるのは「その事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業」と、「事業者等」とあるのは「都市計画に係る事業者等」と、「第一項中」とあるのは「第二十八条第一項中「第二十三条」とあるのは「規則第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される第二十三条」と、」と、「を行い」とあるのは「が行われ」と、「行うものに限る。）」」とあるのは「行われるものに限る。）」と、「を行う」とあるのは「が行われる」と、「第二十一条第一項」とあるのは「規則第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される第二十一条第一項」」とする。

（平一一規則七七・追加、平一二規則一一六・一部改正）

（事業者の行う環境影響評価との調整）

第五十七条　事業者が条例第六条の規定により方法書を作成してから条例第八条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする県が、当該方法書に係る対象事業が第一区分事業である場合にあっては事業者（事業者が既に条例第七条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者）に、第二区分事業である場合に

あっては事業者及び知事（事業者が既に条例第七条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第四十八条第四項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を県に送付しなければならない。

2　前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は県が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は県に対して行われたものとみなす。

3　事業者が条例第八条の規定による公告を行ってから条例第十六条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする県が事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を県に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第四十八条第四項の規定は、県が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

4　第二項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

5　事業者が条例第十六条の規定による公告を行ってから条例第二十三条の規定による公告を行うまでの間において、第三項の都市計画につき都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第四章及び第五章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第四十八条第四項の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第二十三条の規定による公告を行った後、速やかに、県に当該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。

（平一一規則七七・追加、平一二規則一一六・一部改正）

（事業者の協力）

第五十八条　県は、第二区分事業を実施しようとする者又は事業者に対し、第五十三条から前条までに規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

（平一一規則七七・追加、平一二規則一一六・一部改正）

（市町村等が行う環境影響評価その他の手続）

第五十九条　第五十四条から前条までの規定は、条例第四十八条第六項の規定により同項の市町村等が行う環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「第四十八条第四項」とあるのは「第四十八条第六項」と、「次項、次条から第五十八条まで及び第六十条」とあるのは「第五十九条及び第六十一条」と、「県」とあるのは「市町村等」と、同条第二項中「第四十八条第四項」とあるのは「第四十八条第六項」と、「県」とあるのは「市町村等」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条第二項」と、第五十五条中「前条第二項」とあるのは「第五十九条」と、「県」とあるのは「市町村等」と、第五十六条第一項中「第五十四条第二項」とあるのは

「第五十九条」と、同項及び同条第二項中「県」とあるのは「市町村等」と、同項中「第五十四条第二項」とあるのは「第五十九条」と、第五十七条第一項中「都市計画に定めよう」とあるのは「都市計画に定め、条例第四十八条第五項の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に代わって行おう」と、「県」とあるのは「市町村等」と、「第四十八条第四項」とあるのは「第四十八条第六項」と、同条第二項中「県」とあるのは「市町村等」と、同条第三項中「都市計画に定めよう」とあるのは「都市計画に定め、条例第四十八条第五項の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に代わって行おう」と、「県」とあるのは「市町村等」と、「第四十八条第四項」とあるのは「第四十八条第六項」と、同条第五項中「第四十八条第四項」とあるのは「第四十八条第五項」と、同項及び第五十八条中「県」とあるのは「市町村等」と読み替えるものとする。

（平一二規則一一六・追加）

（県が手続を行う場合の読替え）

第六十条　条例第四十八条第一項の規定により県が条例第五条の規定による手続を行う場合においては、第四条及び第五条の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、第四条中「条例第五条第一項」とあるのは「第五十三条第一項の規定により読み替えて適用される条例第五条第一項」と、第五条第一項中「条例第五条第三項（同条第四項及び」とあるのは「第五十三条第一項の規定により読み替えて適用される条例第五条第三項（第五十三条第一項の規定により読み替えて適用される条例第五条第四項及び第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される」とする。

２　条例第四十八条第四項の規定により県が環境影響評価その他の手続を行う場合における第六条から第三十九条の二まで（第六条第六項及び第十四条第七項を除く。）及び第四十一条から第四十六条まで（第四十三条第三項、第四十四条第二項第四号、同条第三項及び第四十六条第三項を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条第一項	条例第六条第一項第二号に規定する対象事業	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項第二号に規定する都市計画対象事業
第六条第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに同条第二項から第五項まで、第十条、第十一条第二号、第十一条の三、第十一条の四第二項第二号及び第四号、第十三条第一項第二号、第十四条第一項、第三項第六号及び第五項、第十八条	対象事業	都市計画対象事業

第二号、第二十五条第一項第二号、第二十六条第二項第三号、第三十三条第一項第三号、第三十四条第一項並びに第二項第二号及び第三号、第三十六条の三第一項並びに第二項第二号及び第三号、第三十九条第二号、第四十四条の見出し及び同条第二項第二号、第四十五条第一項並びに第二項第二号及び第三号、第四十六条第二項第二号及び第三号、別表第二並びに別表第三		
第六条第一項第二号まで	対象事業が	都市計画対象事業が
第六条第二項から第五項まで、第十条第一号及び第四号、第十一条の二第一号及び第三号、第十一条の三、第十三条第二項、第十九条、第二十一条、第二十四条の二、第二十六条第四項、第三十三条第二項、第三十五条第一項、第三十六条の四並びに第四十六条第二項第一号及び第四号	事業者	県
第六条第三項	条例第六条第一項第三号	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項第三号
第六条第五項	条例第六条第一項第四号	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項第四号
第七条、第三十四条第一項及び第二項第三号、第三十六条の三第一項及び第二項第三号並びに第四十五条第一項及び第二項第三号	条例第七条	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第七条
第八条、第九条第三号、第十一	条例第七条の対象事業	第五十四条第二項の規定により読み替えて

条第四号		適用される条例第七条の都市計画対象事業
第九条から第十一条の二まで	条例第八条	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第八条
第十一条第一号、第十一条の四第二項第一号、第十八条第一号、第二十六条第二項第二号、第三十三条第一項第二号、第三十九条第一号及び第四十四条第二項第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	県の名称
第十一条第七号及び第十二条第一項	条例第九条第一項	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第九条第一項
第十一条の三	条例第八条の二第一項	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第八条の二第一項
第十一条の四	条例第八条の二第二項	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第八条の二第二項
第十一条の五	条例第八条の二第四項の事業者の責めに帰することができない理由	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第八条の二第四項の県の責めに帰することができない理由
第十一条の五第二号並びに第十四条第三項第八号並びに同条第五項第五号及び第六号	事業者以外	県以外
第十一条の六第一項	条例第八条の二第五項	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第八条の二第五項
第十一条の六第二項	条例第八条の二第六項	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第八条の二第六項
第十二条の二	条例第十条	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十条
第十三条第一項	条例第十一条第一項	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十一条第一項
第十四条第一項	条例第十四条第一項第一号	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十四条第一項第一号
第十四条第二項	条例第十四条第一項第四号の事業者の見解	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十四条第一項第四号の県の見解

第十四条第三項	条例第十四条第一項第五号	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十四条第一項第五号
第十四条第四項	条例第十四条第一項第六号イ	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十四条第一項第六号イ
第十四条第五項	条例第十四条第一項第六号ウ	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十四条第一項第六号ウ
第十四条第六項	条例第十四条第一項第六号エ	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十四条第一項第六号エ
第十五条	条例第十五条	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十五条
第十六条から第十八条の二まで	条例第十六条	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十六条
第十八条第七号及び第二十四条	条例第十八条第一項	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十八条第一項
第十九条	条例第十七条第一項	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十七条第一項
第二十条、第二十一条及び第二十三条	条例第十七条第二項	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十七条第二項
第二十四条の二	条例第十九条	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十九条
第二十五条第一項	条例第二十条第一項	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十条第一項
第二十六条第一項	条例第二十条第四項	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十条第四項
第三十四条（見出しを含む。）	条例第二十一条第一項第一号	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十一条第一項第一号
第三十五条第二項	条例第二十一条第二項第四号	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十一条第二項第四号
第三十六条	条例第二十二条	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十二条
第三十六条の二	条例第二十二条の二第一項	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十二条の二第一項
第三十六条の三（見出しを含む。）	条例第二十二条の三第一項第一号	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十二条の三第一項第一

		号
第三十六条の四第一項	条例第二十二条の三第一項第二号	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十二条の三第一項第二号
第三十六条の四第一項第一号	条例第二十二条の二第一項	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十二条の二第一項
第三十六条の五	条例第二十二条の三第三項	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十二条の三第三項
第三十六条の五第一項	条例第二十二条の四	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十二条の四
第三十七条から第三十九条の二まで	条例第二十三条	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十三条
第四十一条（見出しを含む。）	条例第二十五条第一項ただし書の	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第一項ただし書の
第四十一条	条例第二十五条第一項ただし書（条例第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第一項ただし書
第四十二条	条例第二十五条第二項（条例第二十九条第三項において準用する場合を含む。）	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第二項
第四十三条第一項及び第二項	条例第二十六条第三項	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十六条第三項
第四十三条第二項第一号	条例第二十六条第一項の規定による届出をした者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十六条第一項の規定による届出をした者の名称
第四十三条第二項第二号及び第三号	条例第二十六条第二項において準用する条例第五条第三項第二号	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十六条第二項において準用する、第五十三条第一項の規定により読み替えて適用される条例第五条第三項第

		二号
第四十四条第一項及び第二項	条例第二十七条第一項の	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十七条第一項の
第四十四条第二項第三号	条例第二十七条第一項各号	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十七条第一項各号
第四十四条第四項	条例第二十七条第一項（条例第二十九条第三項において準用する場合を含む。）	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十七条第一項
第四十五条の見出し	条例第二十八条第二項	第五十四条第二項及び第五十六条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十八条第二項
第四十五条	条例第二十八条第二項（条例第二十九条第三項において準用する場合を含む。）	第五十四条第二項及び第五十六条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十八条第二項
第四十六条第一項及び第二項	条例第二十八条第四項	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十八条第四項

（平一一規則七七・追加、平一二規則一一六・旧第五十九条繰下・一部改正、平一七規則五一・平一八規則七七・平一九規則八・平二五規則八・一部改正）

（市町村等が手続を行う場合の読替え）

第六十一条　前条第一項の規定は、条例第四十八条第三項の規定により市町村等が行う条例第五条の規定による手続について準用する。この場合において、前条の見出し中「県」とあるのは「市町村等」と、同条第一項中「第四十八条第一項」とあるのは「第四十八条第三項」と、「県」とあるのは「市町村等」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条第二項」と読み替えるものとする。

２　前条第二項の規定は、条例第四十八条第六項の規定により市町村等が行う環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、前条第二項中「第四十八条第四項」とあるのは「第四十八条第六項」と、「県」とあるのは「市町村等」と、「第五十四条第二項の」とあるのは「第五十九条の」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条第二項」と、「第五十四条第二項及び第五十六条第二項」とあるのは「第五十九条」と読み替えるものとする。

（平一二規則一一六・追加）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成十一年六月十二日から施行する。

（条例附則第三項の規則で定める軽微な変更等）

２　第四十五条の規定は、条例附則第三項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更につ

いて準用する。この場合において、同条第一項並びに第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第三中「対象事業」とあるのは「事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

（平一一規則七七・追加）

（条例附則第三項第一号の規則で定める行為）

3　条例附則第三項第一号の規則で定める行為は、附則別表の上欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる行為とする。

（平一一規則七七・旧第二項繰下）

（条例の施行により新たに対象事業となる事業の環境影響の程度を低減する変更）

4　条例附則第四項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であることとする。

（平一一規則七七・追加）

（その他の経過措置）

5　条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業（新たに第二区分事業となる事業のうち条例第五条第三項第一号の措置がとられたものを含む。）について、福島県環境影響評価要綱（平成三年福島県告示第五百八号）の規定に基づく環境影響評価について知事に提出された調査実施計画書があるときは、当該調査実施計画書は、条例第十一条に規定する手続を経た方法書とみなす。

（平一一規則七七・旧第三項繰下）

附則別表

（平一四規則一・平一五規則一三・平二七規則六二・一部改正）

事業の種類	規則で定める行為
一　条例別表第一号に掲げる事業の種類	ア　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定による道路の区域の決定若しくは変更又は同法第七十四条の規定による認可 イ　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十七条第一項の規定による免許又は同法第六十六条第一項の規定による認可 ウ　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の規定による許可 エ　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三条第一項若しくは第四項、第七条の十二第一項若しくは第四項又は第八条第一項若しくは第四項の規定による許可
二　条例別表第二号に掲げる事業の種類	ア　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五条第一項、第四十八条第一項、第九十五条第一項、第九十五条の二第一項、第九十六条の二第一項若しくは第九十六条の三第一項の規定による認可、同法第八十七条第一項若しくは第八十七条の二第一項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第八十

	七条の三第一項若しくは第七項の規定による土地改良事業計画の変更 イ　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条の規定による基本計画の作成又は変更 ウ　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項の規定による認可 エ　工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第三条第二項又は第六条第二項の規定による許可 オ　水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第二十条第一項の規定による認可 カ　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項若しくは第五十五条第一項の規定による許可、同法第七十九条第一項の規定による認可（河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十五条第二号に係る場合に限る。）、同法第七十九条第二項第二号の規定による認可又は同法第九十五条の規定による協議
三　条例別表第三号に掲げる事業の種類	ア　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項、第九条第一項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第十二条第一項の規定による認可 イ　軌道法（大正十年法律第七十六号）第五条第一項又は軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第一項の規定による認可
四　条例別表第四号に掲げる事業の種類	ア　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第一項若しくは第四十三条第一項の規定による許可又は同法第五十五条の二第二項において準用する同法第三十八条第三項の規定による告示 イ　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百七条第二項において準用する航空法第四十九条第一項の告示
五　条例別表第五号に掲げる事業の種類	電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十七条第一項若しくは第二項の規定による認可又は同法第四十八条第一項の規定による届出
六　条例別表第六号に掲げる事業の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の四第一項の規定による許可又は同法第九条の三第一項若しくは第七項の規定による届出
七　条例別表第七号に掲げる事業の種類	公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定による免許又は同法第四十二条第一項の規定による承認
八　条例別表第八号に掲げる事業の種類	ア　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項、第十条第一項、第十四条第一項、第三十九条第一項、第五十二条第一項、第五十五条第十二項、第六十六条第一項、第六十九条第十二項、第七十一条の二第一項又は第

	七十一条の三第十四項の規定による認可 イ　住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）第四十一条第一項又は第十四項（これらの規定を地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）第二十一条の二において準用する場合を含む。）の規定による認可
九　条例別表第九号に掲げる事業の種類	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項から第四項まで又は第六十三条第一項の規定による認可又は承認
十　条例別表第十号に掲げる事業の種類	都市計画法第五十九条第一項から第三項まで又は第六十三条第一項の規定による認可又は承認
十一　条例別表第十一号に掲げる事業の種類	都市計画法第五十九条第一項から第三項まで又は第六十三条第一項の規定による認可又は承認
十二　条例別表第十二号に掲げる事業の種類	ア　森林法第十条の二第一項の規定による許可 イ　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の規定による許可 ウ　地域振興整備公団法第十九条の二第一項の規定による認可 エ　環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第二十一条第一項の規定による認可 オ　都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）第一条の規定による改正前の都市計画法第二十九条、第三十五条の二第一項又は附則第四項の規定による許可
十三　条例別表第十三号に掲げる事業の種類	ア　森林法第十条の二第一項の規定による許可 イ　農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定による許可 ウ　地域振興整備公団法第十九条の二第一項の規定による認可 エ　地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十八条の規定による意見の聴取 オ　都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）第一条の規定による改正前の都市計画法第二十九条、第三十五条の二第一項又は附則第四項の規定による許可 カ　自然公園法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十九号）による改正前の自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十七条第三項、第十八条第三項若しくは第十八条の二第三項の規定による許可又は同法第二十条第一項の規定による届出 キ　福島県立自然公園条例の一部を改正する条例（平成十五年福島県条例第十五号）による改正前の福島県立自然公園条例（昭和三十三年福島県条例第二十三

	号）第十三条第三項の規定による許可又は同条例第十五条第一項の規定による届出
十四　条例別表第十四号に掲げる事業の種類	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項又は第二十五条の十一第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による認可
十五　条例別表第十五号に掲げる事業の種類	工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項、第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百八号）附則第三条第一項の規定による届出
十六　条例別表第十六号に掲げる事業の種類	ア　森林法第十条の二第一項の規定による許可 イ　農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定による許可 ウ　都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）第一条の規定による改正前の都市計画法第二十九条、第三十五条の二第一項又は附則第四項の規定による許可 エ　自然公園法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十九号）による改正前の自然公園法第十七条第三項、第十八条第三項若しくは第十八条の二第三項の規定による許可又は同法第二十条第一項の規定による届出 オ　福島県立自然公園条例の一部を改正する条例（平成十五年福島県条例第十五号）による改正前の福島県立自然公園条例第十三条第三項の規定による許可又は同条例第十五条第一項の規定による届出
十七　条例別表第十七号に掲げる事業の種類	ア　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可又は同法第四十二条の二の規定による協議 イ　砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可又は同法第四十三条の規定による協議 ウ　河川法第二十五条、第二十七条第一項若しくは第五十五条第一項の規定による許可又は同法第九十五条の規定による協議 エ　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項の規定による許可 オ　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十八条第一項の規定による許可

別表第一（第二条、第三条、第五条関係）

（平一一規則七七・旧別表・一部改正、平一二規則一一六・平一二規則一九三・平一五規則七九・平二四規則五四・令二規則四一・一部改正）

事業の種類	第一区分事業の要件	第二区分事業の要件
一　条例別表第	ア　道路法第二条第一項の道路（高速	一般国道等の新設の事業（車線の数が四以上で

一号に掲げる事業の種類	自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項の高速自動車国道（以下「高速自動車国道」という。）を除く。）及び道路運送法第二条第八項の自動車道（以下「一般国道等」という。）の新設の事業（車線（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第七号の登坂車線、同条第八号の屈折車線及び同条第九号の変速車線を除く。以下同じ。）の数が四以上であり、かつ、長さが七・五キロメートル以上である道路を設けるものに限る。）	あり、かつ、長さが五キロメートル以上七・五キロメートル未満である道路を設けるものに限る。）
	イ　一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が四以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が四以上であるものに限る。）の長さの合計が七・五キロメートル以上であるものに限る。）	一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が四以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が四以上であるものに限る。）の長さの合計が五キロメートル以上七・五キロメートル未満であるものに限る。）
	ウ　森林法第四条第二項第四号の林道（以下「林道」という。）の新設の事業（幅員が六・五メートル以上であり、かつ、長さが十五キロメートル以上である林道を設けるものに限る。）	林道の新設の事業（幅員が六・五メートル以上であり、かつ、長さが十キロメートル以上十五キロメートル未満である林道を設けるものに限る。）
二　条例別表第二号に掲げる事業の種類	ア　河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二条第二号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあっては、同条	貯水面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるダムの新築の事業

	第一号の常時満水位）における貯水池の区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が七十五ヘクタール以上であるダムの新築の事業	
	イ　計画湛水位（堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によってたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。）における湛水区域（以下「湛水区域」という。）の面積（以下「湛水面積」という。）が七十五ヘクタール以上である堰の新築の事業	湛水面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満である堰の新築の事業
	ウ　改築後の湛水面積が七十五ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が三十七・五ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業	改築後の湛水面積が五十ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が二十五ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業（この項のウの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
	エ　施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計（以下「湖沼開発面積」という。）が七十五ヘクタール以上である湖沼水位調節施設の新築の事業	湖沼開発面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満である湖沼水位調節施設の新築の事業
	オ　七十五ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業	五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業
三　条例別表第三号に掲げる事業の種類	ア　鉄道事業法による鉄道（懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条の新幹線鉄道及び同法附則第六項第一号	普通鉄道の建設（全国新幹線鉄道整備法附則第六項第二号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。）の事業（長さが五キロメートル以上七・五キロメートル未満である鉄道を設けるものに限る。）

	の新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。）の建設（同項第二号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。）の事業（長さが七・五キロメートル以上である鉄道を設けるものに限る。）	
	イ　普通鉄道に係る鉄道施設の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。以下「鉄道施設の改良」という。）の事業（改良に係る部分の長さが七・五キロメートル以上であるものに限る。）	普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業（改良に係る部分の長さが五キロメートル以上七・五キロメートル未満であるものに限る。）
	ウ　軌道法による新設軌道（普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下単に「新設軌道」という。）の建設の事業（長さが七・五キロメートル以上である軌道を設けるものに限る。）	新設軌道の建設の事業（長さが五キロメートル以上七・五キロメートル未満である軌道を設けるものに限る。）
	エ　新設軌道に係る線路の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。以下「線路の改良」という。）の事業（改良に係る部分の長さが七・五キロメートル以上であるものに限る。）	新設軌道に係る線路の改良の事業（改良に係る部分の長さが五キロメートル以上七・五キロメートル未満であるものに限る。）
四　条例別表第四号に掲げる事業の種類	ア　飛行場及びその施設の設置の事業（長さが千八百七十五メートル以上である滑走路を設けるものに限る。）	飛行場及びその施設の設置の事業（長さが千二百五十メートル以上千八百七十五メートル未満である滑走路を設けるものに限るものとし、この項のアの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
	イ　滑走路の新設を伴う飛行場及びそ	滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更

	の施設の変更の事業（新設する滑走路の長さが千八百七十五メートル以上であるものに限る。）	の事業（新設する滑走路の長さが千二百五十メートル以上千八百七十五メートル未満であるものに限るものとし、この項のイの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
	ウ　滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（延長後の滑走路の長さが千八百七十五メートル以上であり、かつ、滑走路を三百七十五メートル以上延長するものに限る。）	滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（延長後の滑走路の長さが千二百五十メートル以上であり、かつ、滑走路を二百五十メートル以上延長するものに限るものとし、この項のウの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
五　条例別表第五号に掲げる事業の種類	ア　出力が二万二千五百キロワット以上である水力発電所の設置の工事の事業	出力が一万五千キロワット以上二万二千五百キロワット未満である水力発電所の設置の工事の事業
	イ　出力が二万二千五百キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業	出力が一万五千キロワット以上二万二千五百キロワット未満である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業
	ウ　出力が十一万二千五百キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業	出力が七万五千キロワット以上十一万二千五百キロワット未満である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業
	エ　出力が十一万二千五百キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事の事業	出力が七万五千キロワット以上十一万二千五百キロワット未満である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事の事業
	オ　出力が七千五百キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業	出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業
	カ　出力が七千五百キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業	出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業
	キ　出力が七千キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業	
	ク　出力が七千キロワット以上である	

	発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業	
	ケ　出力が三万キロワット以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業	出力が二万キロワット以上三万キロワット未満である太陽電池発電所の設置の工事の事業
	コ　出力が三万キロワット以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業	出力が二万キロワット以上三万キロワット未満である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業
六　条例別表第六号に掲げる事業の種類	ア　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業（埋立処分の用に供される場所（以下「埋立処分場所」という。）の面積が五ヘクタール以上又は埋立容量が二十五万立方メートル以上であるものに限る。）	
	イ　一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業（埋立処分場所の面積が五ヘクタール以上又は埋立容量が二十五万立方メートル以上増加するものに限る。）	
	ウ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定するごみ処理施設であって焼却により処理するもの（以下「ごみ焼却施設」という。）又は同法第十五条第一項の産業廃棄物処理施設であって焼却により処理するもの（以下「産業廃棄物焼却施設」という。）の設置の事業（一時間当たりの処理能力が四トン以上であるごみ焼却施設又は産業廃棄物焼	

	却施設を設けるものに限る。）	
	エ　ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の規模の変更の事業（一時間当たりの処理能力が四トン以上増加するものに限る。）	
七　条例別表第七号に掲げる事業の種類	公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業（埋立て又は干拓に係る区域（以下「埋立干拓区域」という。）の面積が四十ヘクタール以上であるものに限る。	公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業（埋立干拓区域の面積が三十ヘクタール以上四十ヘクタール未満であるものに限る。）
八　条例別表第八号に掲げる事業の種類	土地区画整理法第二条第一項の土地区画整理事業である事業（都市計画法の規定により都市計画に定められ、かつ、施行区域の面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。）	土地区画整理法第二条第一項の土地区画整理事業である事業（都市計画法の規定により都市計画に定められ、かつ、施行区域の面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）
九　条例別表第九号に掲げる事業の種類	新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二条第一項の新住宅市街地開発事業である事業（施行区域の面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。）	新住宅市街地開発法第二条第一項の新住宅市街地開発事業である事業（施行区域の面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）
十　条例別表第十号に掲げる事業の種類	新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第二条第一項の新都市基盤整備事業である事業（施行区域の面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。）	新都市基盤整備法第二条第一項の新都市基盤整備事業である事業（施行区域の面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）
十一　条例別表第十一号に掲げる事業の種類	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第二条第二項の流通業務団地造成事業である事業（施行区域の面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。）	流通業務市街地の整備に関する法律第二条第二項の流通業務団地造成事業である事業（施行区域の面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）
十二　条例別表第十二号に掲げる事業の種類	工場又は事業場（製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業の用に供するものに限る。以下「工場等」という。）の	工業団地等の造成の事業（工業団地等の面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）

	用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「工業団地等」という。）の造成の事業（工業団地等の面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。）	
十三　条例別表第十三号に掲げる事業の種類	建物の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「宅地」という。）の造成の事業（宅地の面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。）	宅地の造成の事業（宅地の面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）
十四　条例別表第十四号に掲げる事業の種類	ア　下水道法第二条第六号の終末処理場（以下「終末処理場」という。）の新設の事業（終末処理場の用に供される敷地の面積が七十五ヘクタール以上であるもの又は一時間当たりの処理能力が四トン以上である汚泥の焼却施設を設けるものに限る。）	終末処理場の新設の事業（終末処理場の用に供される敷地の面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限るものとし、この項のアの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
	イ　終末処理場の規模の変更の事業（終末処理場に係る汚泥の焼却施設の一時間当たりの処理能力が四トン以上増加するものに限る。）	
十五　条例別表第五号又は第十五号に掲げる事業の種類	ア　工場等（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設から排出されるガスの量（温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した一時間当たりの排出されるガスの最大量をいう。以下「排出ガス量」という。）が十万立方メートル以上又は水質汚濁防止法（昭和四十五年	工場等（排出ガス量が七万五千立方メートル以上十万立方メートル未満又は排出水量が七千五百立方メートル以上一万立方メートル未満であるものに限る。）の新設の事業（この項のアの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。）

	法律第百三十八号）第二条第六項に規定する排出水の量（一日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下「排出水量」という。）が一万立方メートル以上であるものに限る。）の新設の事業	
	イ　工場等の規模の変更の事業（排出ガス量が十万立方メートル以上又は排出水量が一万立方メートル以上増加するものに限る。）	工場等の規模の変更の事業（排出ガス量が七万五千立方メートル以上十万立方メートル未満又は排出水量が七千五百立方メートル以上一万立方メートル未満増加するものに限るものとし、この項のイの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
十六　条例別表第十六号に掲げる事業の種類	ア　ゴルフ場、スキー場、遊園地、動物園、野球場、陸上競技場、サーキット場その他の運動・レジャー施設（これらと一体となって整備される施設を含む。以下「レクリエーション施設」という。）の建設の事業（レクリエーション施設の用に供するための土地の面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。）	レクリエーション施設の建設の事業（レクリエーション施設の用に供するための土地の面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）
	イ　レクリエーション施設の変更の事業（レクリエーション施設の用に供するための土地の面積が七十五ヘクタール以上増加するものに限る。）	レクリエーション施設の変更の事業（レクリエーション施設の用に供するための土地の面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満増加するものに限る。）
十七　条例別表第十七号に掲げる事業の種類	ア　採石法第二条の岩石、砂利採取法第二条の砂利又は土の採取の事業（施行する区域の面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。）	採石法第二条の岩石、砂利採取法第二条の砂利又は土の採取の事業（施行する区域の面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）
	イ　採石法第二条の岩石、砂利採取法第二条の砂利又は土の採取の規模の変更の事業（施行する区域の面積が七十五ヘクタール以上増加するものに限る。）	採石法第二条の岩石、砂利採取法第二条の砂利又は土の採取の規模の変更の事業（施行する区域の面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満増加するものに限る。）

備考　十五の項の事業の種類にあっては、技術指針で定めるところにより選定される工場等の新設の事業について必要な環境影響評価の項目について、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）又は条例の規定に基づき環境影響評価が行われた工業団地等又は宅地に、その環境影響評価書に従って建設されるもの（環境への負荷が増加しない変更又は環境への負荷の増加が軽微である変更のみを行って建設されるものを含む。）であると知事が認めるものを除く。

別表第二（第三十四条、第三十六条の三関係）

（平一一規則七七・追加、平一二規則一九三・平一四規則一・平二四規則五四・令二規則四一・一部改正）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
一　別表第一の一の項のア又はイに該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが二十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
二　別表第一の一の項のウに該当する対象事業	林道の長さ	林道の長さが二十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
三　別表第一の二の項のアに該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の二十パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
四　別表第一の二の項のイ又はウに該当する対象事業	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の二十パーセント未満であること。
	固定堰又は可動堰の別	
五　別表第一の二の項のエに該当する対象事業	湖沼水位調節施設の施設が設置される土地又は施設の操作により最大限に露出することとなる水底の区域（以下「湖沼開発区域」という。）の位置	新たに湖沼開発区域となる部分の面積（水底の区域にあっては、水平投影面積）が修正前の湖沼開発面積の二十パーセント未満であること。

六　別表第一の二の項のオに該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。
七　別表第一の三の項のア又はイに該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域（別表第一の三の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。）の位置	修正前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路（一の停車場に係るものを除く。以下同じ。）の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
八　別表第一の三の項のウ又はエに該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	修正前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
九　別表第一の四の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが三百メートルを超えて増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が二十ヘクタール未満であること。
十　別表第一の五の項のア又はイに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。
	堰（せき）の湛（たん）水区域の位置	新たに堰（せき）の湛（たん）水区域となる部分の面積が修正前の湛（たん）水面積の二十パーセント未満であり、又は一ヘク

		タール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
十一　別表第一の五の項のウ又はエに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
十二　別表第一の五の項のオ又はカに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十三　別表第一の五の項のキ又はクに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十四　別表第一の五の項のケ又はコに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十五　別表第一の六の項のア又はイに該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の二十パーセント未満であり、かつ、埋立容量が修正前の埋立処分場所の埋立容量

		の二十パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
十六　別表第一の六の項のウ又はエに該当する対象事業	ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の処理能力	ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の処理能力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十七　別表第一の七の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。
十八　別表第一の八の項から十一の項までに該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
十九　別表第一の十二の項又は十三の項に該当する対象事業	造成に係る土地の位置	新たに工業団地等又は宅地となる部分の面積が修正前の土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
二十　別表第一の十四の項に該当する対象事業	終末処理場の用に供される敷地の位置	新たに終末処理場の用に供される敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
	汚泥の焼却施設の処理能力	汚泥の焼却施設の処理能力が十パーセント以上増加しないこと。
二十一　別表第一の十五の項に該当する対象事業	排出ガス量又は排出水量	排出ガス量が十パーセント以上増加せず、かつ、排出水量が十パーセント以上増加しないこと。
二十二　別表第一の十六	レクリエーション施設の	新たにレクリエーション施設の用に供するための

の項に該当する対象事業	用に供するための土地の位置	土地となる部分の面積が修正前の土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
二十三　別表第一の十七の項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。

別表第三（第四十五条関係）

（平一一規則七七・追加、平一二規則一九三・平一四規則一・平二四規則五四・令二規則四一・一部改正）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
一　別表第一の一の項のア又はイに該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。
	道路と交通の用に供する施設を連結させるための施設で、高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道の施設に準ずる規模を有するものを設置する区域（以下「インターチェンジ等区域」という。）の位置	変更前のインターチェンジ等区域から五百メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。
二　別表第一の一の項のウに該当する対象事業	林道の長さ	林道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しな

	自動車の速度	いこと。
	トンネル又は橋を設置する区域の位置	トンネル又は長さが二十メートル以上である橋の設置（移設に該当するものを除く。）を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。
三　別表第一の二の項のアに該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の十パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
四　別表第一の二の項のイ又はウに該当する対象事業	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であること。
	固定堰又は可動堰の別	
	堰の位置	堰の両端のいずれかが五百メートル以上移動しないこと。
五　別表第一の二の項のエに該当する対象事業	湖沼開発区域の位置	新たに湖沼開発区域となる部分の面積（水底の区域にあっては、水平投影面積）が変更前の湖沼開発面積の十パーセント未満であること。
六　別表第一の二の項のオに該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。
七　別表第一の三の項のア又はイに該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車の本数	地上の部分において、運行される列車の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。

	別	
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。
八　別表第一の三の項のウ又はエに該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される車両の本数	地上の部分において、運行される車両の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。
九　別表第一の四の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが三百メートルを超えて増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が二十ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第六条の規定を適用した場合における同条の値が七十五以上となる区域をいう。）から五百メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。
十　別表第一の五の項のア又はイに該当する対	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。

象事業	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。
	堰の湛水区域の位置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの二十パーセント未満であり、又は百メートル未満であること。
十一　別表第一の五の項のウ又はエに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が十パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が十パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが十パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口が百メートル以上移動しないこと。

十二　別表第一の五の項のオ又はカに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	冷却塔の高さ	冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。
	蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が百メートル以上移動しないこと。
十三　別表第一の五の項のキ又はクに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	風車の高さ	風車の高さが十パーセント以上増減しないこと。
	発電設備の位置	発電設備が百メートル以上移動しないこと。
十四　別表第一の五の項のケ又はコに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十五　別表第一の六の項のア又はイに該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の十パーセント未満であり、かつ、埋立容量が変更前の埋立処分場所の埋立容量の十パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
十六　別表第一の六の項	ごみ焼却施設又は産業廃	ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の処理能力

のウ又はエに該当する対象事業	棄物焼却施設の処理能力	が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五十メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十七　別表第一の七の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の十パーセント未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十八　別表第一の八の項から十一の項までに該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。
十九　別表第一の十二の項又は十三の項に該当する対象事業	造成に係る土地の位置	新たに工業団地等又は宅地となる部分の面積が変更前の土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。
二十　別表第一の十四の項に該当する対象事業	終末処理場の用に供される敷地の位置	新たに終末処理場の用に供される敷地となる部分の面積が変更前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
	汚泥の焼却施設の処理能力	汚泥の焼却施設の処理能力が十パーセント以上増加しないこと。
二十一　別表第一の十五の項に該当する対象事業	排出ガス量又は排出水量	排出ガス量が十パーセント以上増加せず、かつ、排出水量が十パーセント以上増加しないこと。
二十二　別表第一の十六の項に該当する対象事	レクリエーション施設の用に供するための土地の	新たにレクリエーション施設の用に供するための土地となる部分の面積が変更前の土地の面積の十

業	位置	パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
	土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。
二十三　別表第一の十七の項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。

様式第1号(第4条関係)

第 二 区 分 事 業 届 出 書

年　　月　　日

福島県知事

届出者　住　　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏　　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

福島県環境影響評価条例第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事　業　の　名　称	
事　業　の　種　類	
事　業　の　規　模	
事業の実施区域	
事　業　の　概　要	

様式第2号(第7条関係)

環境影響評価方法書等送付書

年　　月　　日

福島県知事
関係市町村長

住　　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏　　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

福島県環境影響評価条例第7条の規定により、次のとおり送付します。

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)	
対象事業の規模 (都市計画対象事業の規模)	
対象事業の実施区域 (都市計画対象事業の実施区域)	

様式第2号の2(第11条の6関係)

方法書説明会開催結果報告書

年　　月　　日

福島県知事

住　　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏　　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

福島県環境影響評価条例第8条の2第5項の規定により、次のとおり報告します。

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)	
方法書説明会の開催日時	年　　月　　日　　時
方法書説明会の開催場所	
参加人員	
方法書説明会の経過及び概要	

様式第2号の3(第11条の6関係)

方法書説明会不開催報告書

年　　月　　日

福島県知事

住　　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏　　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

福島県環境影響評価条例第8条の2第6項の規定により、次のとおり報告します。

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)		
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)		
中止した方法書説明会	開催の予定日時	年　　月　　日　　時
	開催の予定場所	
	理由	

様式第2号の4(第12条の2関係)

方法書についての意見概要書

年　　月　　日

福島県知事
関係市町村長

住　　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏　　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

福島県環境影響評価条例第10条の規定により、次のとおり送付します。

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)	
対象事業の規模 (都市計画対象事業の規模)	
対象事業の実施区域 (都市計画対象事業の実施区域)	
意見の概要	

備考　福島県環境影響評価条例第9条第1項の意見書の写しを添付し、当該意見書の提出がなかった場合には、「意見の概要」の欄にその旨を記載すること。

様式第3号(第15条関係)

環境影響評価準備書等送付書

年　　月　　日

福島県知事
関係市町村長

住　　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏　　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

福島県環境影響評価条例第15条の規定により、次のとおり送付します。

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)	
対象事業の規模 (都市計画対象事業の規模)	
対象事業の実施区域 (都市計画対象事業の実施区域)	

様式第4号(第23条関係)

準備書説明会開催結果報告書

年　　月　　日

福島県知事

住　　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏　　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

福島県環境影響評価条例第17条第2項において準用する同条例第8条の2第5項の規定により、次のとおり報告します。

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)	
準備書説明会の開催日時	年　　月　　日　　時
準備書説明会の開催場所	
参加人員	
準備書説明会の経過及び概要	

様式第5号(第23条関係)

準備書説明会不開催報告書

年　　月　　日

福島県知事

住　　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏　　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

福島県環境影響評価条例第17条第2項において準用する同条例第8条の2第6項の規定により、次のとおり報告します。

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)		
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)		
中止した準備書説明会	開催の予定日時	年　　月　　日　　時
	開催の予定場所	
	理由	

様式第5号の2(第24条の2関係)

準備書についての意見概要書

年　　月　　日

福島県知事
関係市町村長

住　　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏　　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

福島県環境影響評価条例第19条の規定により、次のとおり送付します。

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)	
対象事業の規模 (都市計画対象事業の規模)	
対象事業の実施区域 (都市計画対象事業の実施区域)	
意見の概要及び当該意見についての事業者の見解	

備考　福島県環境影響評価条例第18条第1項の意見書の写しを添付し、当該意見書の提出がなかった場合には、「意見の概要及び当該意見についての事業者の見解」の欄にその旨を記載すること。

様式第6号(第36条、第36条の5関係)
その1(当初の評価書及び要約書用)

環境影響評価書等送付書

年　　月　　日

福島県知事

住　　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏　　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

福島県環境影響評価条例第22条の規定により、次のとおり送付します。

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)	
対象事業の規模 (都市計画対象事業の規模)	
対象事業の実施区域 (都市計画対象事業の実施区域)	

その2(補正後の評価書及び要約書用)

環境影響評価書等送付書

年　　月　　日

福島県知事

住　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

福島県環境影響評価条例第22条の3第3項の規定により、次のとおり送付します。

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)	
対象事業の規模 (都市計画対象事業の規模)	
対象事業の実施区域 (都市計画対象事業の実施区域)	

様式第6号の2(第36条の5関係)

環境影響評価書補正不要通知書

年　　月　　日

福島県知事

住　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

福島県環境影響評価条例第22条の3第3項の規定により、補正を必要としないと認めます。

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)	
対象事業の規模 (都市計画対象事業の規模)	
対象事業の実施区域 (都市計画対象事業の実施区域)	

様式第7号(第40条関係)

氏 名 等 修 正 等 通 知 書

年　　月　　日

福島県知事
関係市町村長

住　　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏　　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

福島県環境影響評価条例第24条(第29条第3項において準用する同条例第24条)の規定により、次のとおり通知します。

対象事業の名称		
対象事業の種類		
修正又は変更の事項	修正(変更)前	
	修正(変更)後	

様式第8号(第42条関係)

事 業 内 容 修 正 通 知 書

年　　月　　日

福島県知事
関係市町村長

住　　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏　　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

福島県環境影響評価条例第25条第2項(第29条第3項において準用する同条例第25条第2項)の規定により、次のとおり通知します。

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)		
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)		
行おうとする修正の内容	修正前の内容	修正後の内容
修正の理由		

様式第9号（第44条関係）

対象事業廃止等通知書

年　　月　　日

福島県知事
関係市町村長

住　　所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

次のとおり　対象事業を実施しないこととしました。
対象事業等に該当しないこととなりました。
対象事業の実施を引き継ぎました。

対象事業の名称 （都市計画対象事業の名称）	
対象事業の種類 （都市計画対象事業の種類）	
対象事業の廃止・非該当・引継ぎの理由 （都市計画対象事業の廃止・非該当の理由）	
廃止・非該当・引継ぎの年月	年　　月
新たに引き継いだ者 （引継ぎの場合）	住　　所
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

様式第10号(第49条関係)

対 象 事 業 工 事 着 手 届

年　　月　　日

福島県知事

届出者　住　　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏　　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

福島県環境影響評価条例第33条(第43条第2項において準用する同条例第33条)の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
工事着手年月日	年　　月　　日
工事完了予定年月日	年　　月　　日

様式第11号(第49条関係)

対 象 事 業 工 事 完 了 届

年　　月　　日

福島県知事

届出者　住　　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏　　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

福島県環境影響評価条例第33条(第43条第2項において準用する同条例第33条)の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
工事完了年月日	年　　月　　日

様式第12号(第50条関係)

事　後　調　査　報　告　書

年　　月　　日

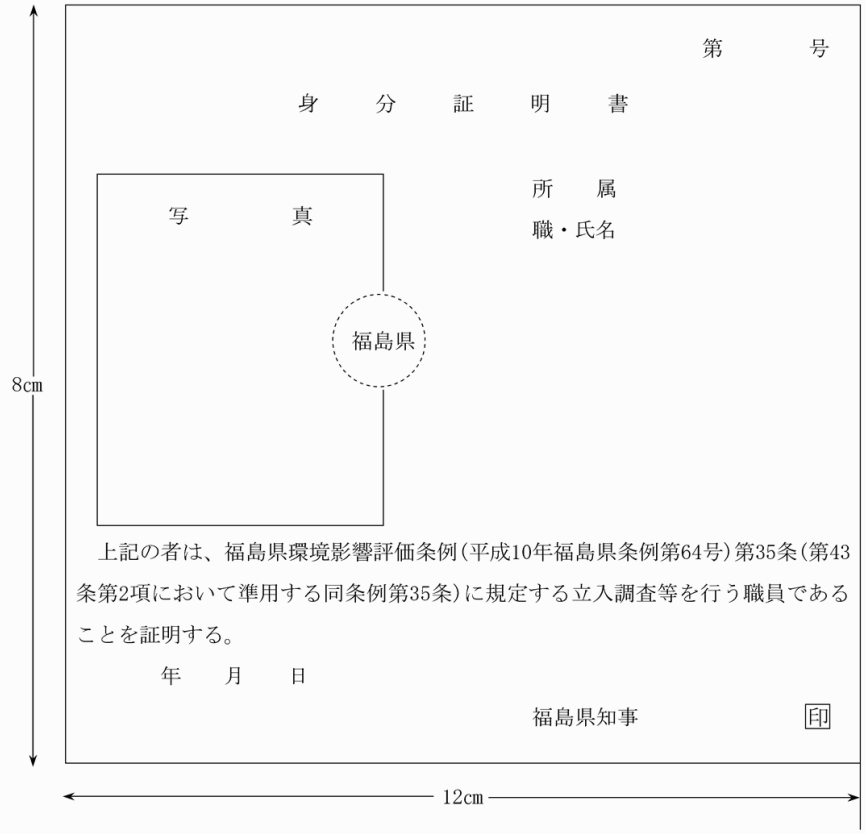
福島県知事
関係市町村長

住　　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏　　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

福島県環境影響評価条例第34条の規定により、次のとおり報告します。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
対象事業の実施区域	
対象事業に係る工事の進ちょく状況及び供用等の状況	
事後調査の項目及び手法	
事後調査の結果及び評価書に記載した環境影響評価の結果との検証結果	
事後調査の結果に基づいて対策を講じた場合の内容	
事後調査の実施主体の氏名(法人にあっては、その名称)	

様式第13号(第51条関係)



備考

1　この証には、写真に懸かるように「福島県」の浮出しプレスを押印すること。

2　裏面に「福島県環境影響評価条例(抄)」として、同条例第35条の規定を記載すること。

附　則（平成一一年規則第七七号）

この規則は、平成十一年六月十二日から施行する。

附　則（平成一二年規則第一一六号）

この規則は、公布の日から施行する

附　則（平成一二年規則第一九三号）

この規則は、平成十三年三月一日から施行する。

附　則（平成一四年規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成一五年規則第一三号）

この規則中第五条第一項第三号ウの改正規定並びに附則別表の十三の項カ及び十六の項エの改正規定は平成十五年四月一日から、第五条第一項第三号クの改正規定は同月十六日から、その他の改正規定は同年七月一日から施行する。

附　則（平成一五年規則第七九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成一六年規則第四七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成一七年規則第五一号）

1　この規則中、第五条第一項第三号カの改正規定（「（昭和四十八年法律第七十二号）」の下に「第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法」を加える部分に限る。）及び同号サの改正規定は平成十七年四月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現に福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号。以下「条例」という。）第五条第一項及び第四項並びに条例第二十六条第一項の規定によりなされている届出に係る条例第五条第三項（同条第四項及び条例第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、なお従前の例による。

3　この規則の施行の際現に条例第十条の規定により送付された意見の概要を記載した書類及び意見書の提出がなかった旨を記載した書類並びに条例第十九条の規定により送付された意見の概要を記載した書類、当該意見についての事業者の見解を記載した書類及び意見書の提出がなかった旨を記載した書類は、それぞれ改正後の福島県環境影響評価条例施行規則第十二条の二に規定する方法書についての意見概要書及び同規則第二十四条の二に規定する準備書についての意見概要書とみなす。

附　則（平成一八年規則第七七号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附　則（平成一九年規則第八号）

1　この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

2　事業者がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号。以下「条例」という。）第八条の規定により方法書の公告を行っている対象事業に係る当該方法書の作成については、改正後の福島県環境影響評価条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　事業者が施行日前に条例第十六条の規定により準備書の公告を行っている対象事業に係る方法書、当該準備書及び評価書の作成については、第三十五条第三項並びに改正後の規則第六条及び第十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　改正後の規則第六条の規定による方法書の作成及び同規則第十四条の規定による準備書の作成は、施行日前においても行うことができる。

附　則（平成二一年規則第八三号）

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、第五条第一項第三号クの改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成二四年規則第五四号）

1　この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、別表第一の十五の項の改正規定及び別表第二の改正規定（「第三十四条」の下に「、第三十六条の三」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現に福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号。以下「条例」という。）第五条第一項の規定によりなされている届出に係る第二区分事業（条例第二条第三項に規定する第二区分事業をいう。）であって、条例第五条第三項に規定する措置がとられていないもののうち改正後の福島県環境影響評価条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一の規定により条例第二条第二項の規則で定める事業に該当することとなるものは、改正後の規則別表第一の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後においても、条例第二条第三項の規則で定める事業とみなす。

附　則（平成二五年規則第八号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第十四条第七項の改正規定、第十五条の改正規定、第三十六条及び第三十六条の五第一項の改正規定、第六十条第二項の表第十一条第七号及び第十二条第一項の項の次に次のように加える改正規定（第十一条の五

第二号並びに第十四条第三項第八号並びに同条第五項第五号及び第六号の項(条例第十四条第五項第五号に係るものに限る。）に係るものに限る。）、様式第七号の改正規定、様式第八号の改正規定並びに様式第九号の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成二七年規則第五五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成二七年規則第六二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年規則第四一号）

1　この規則は、令和二年七月一日から施行する。

2　この規則の施行の際現に福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号。以下「条例」という。）第五条第一項及び第四項並びに条例第二十六条第一項の規定による届出がなされ、条例第五条第三項第二号（同条第四項及び条例第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の措置がとられたもの又はこの規則の施行の日前に電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第四十七条第一項若しくは第二項の規定による認可若しくは同法第四十八条第一項の規定による届出がなされたもの(この規則の施行の日以後にその内容を変更していないもの又は事業を縮小して実施されているものに限る。)については、改正後の福島県環境影響評価条例施行規則別表第一の五の項のケ及びコに係る規定は適用しない。

3　改正後の福島県環境影響評価条例施行規則第四条の規定による届出及び同規則第六条の規定による方法書の作成は、施行日前においても行うことができる。

附　則（令和二年規則第五九号）

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

附　則（令和三年規則第二八号）

1　この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。

3　この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、所要の調整をして使用することができる。

様式第１号（第４条関係）

（平11規則77・追加、令３規則28・一部改正）

様式第２号（第７条関係）

（平11規則77・追加、平25規則８・令３規則28・一部改正）

様式第２号の２（第11条の６関係）

（平25規則８・追加、令３規則28・一部改正）

様式第２号の３（第11条の６関係）

（平25規則８・追加、令３規則28・一部改正）

様式第２号の４（第12条の２関係）

（平17規則51・追加、平25規則８・旧様式第２号の２繰下、令３規則28・一部改正）

様式第３号（第15条関係）

（平11規則77・追加、令３規則28・一部改正）

様式第４号（第23条関係）

（平11規則77・追加、平25規則８・令３規則28・一部改正）

様式第５号（第23条関係）

（平25規則８・全改、令３規則28・一部改正）

様式第５号の２（第24条の２関係）

（平17規則51・追加、令３規則28・一部改正）

様式第６号（第36条、第36条の５関係）

（平11規則77・追加、平18規則77・令３規則28・一部改正）

様式第６号の２（第36条の５関係）

（平18規則77・追加）

様式第７号（第40条関係）

（平11規則77・追加、平25規則８・令３規則28・一部改正）

様式第８号（第42条関係）

（平11規則77・追加、平25規則８・令３規則28・一部改正）

様式第９号（第44条関係）

（平11規則77・追加、平25規則８・令３規則28・一部改正）

様式第10号（第49条関係）

（平11規則77・追加、平25規則８・令３規則28・一部改正）

様式第11号（第49条関係）

（平11規則77・追加、平25規則８・令３規則28・一部改正）

様式第12号（第50条関係）

（平11規則77・追加、平18規則77・平25規則８・令３規則28・一部改正）

様式第13号（第51条関係）

（平11規則77・追加、平25規則８・令３規則28・一部改正）